

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日が土日である場合)

目次

◆規則 鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

規則

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十月二十四日

鳥取県知事 石二朗

鳥取県規則第六十九号

鳥取県本府事務決裁規則等の一部を改正する規則

(鳥取県本府事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本府事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十  
七号)の一部を次のように改正する。

別表第三広報文書課の項部長専決事項の欄第四号(四)を次のように改め  
る。

別表第三地方課の項部長専決事項の欄第一号(二)中「若しくは許可」を削り、同号(三)中「又は許可」を削り、同号(四)及び(五)中「若しくは許可」を削り、同欄第四号の次に次の一号を加える。

(四) 第五十九条第四項の規定による学校法人の業務若しくは会計の状況に関する報告の徵取又は予算の変更若しくは役員の解職の勧告とし、(五)の次に(六)として次のように加える。  
(六) 第五十九条第五項の規定による学校法人に対する助成の中止別表第三広報文書課の項部長専決事項の欄第七号中「第七条第一項」を「第二条第一項」に改める。

別表第三広報文書課の項課長専決事項の欄第十一号(一)を次のように改める。

(一) 第四条第一項の規定による登録証明書等の用紙の配布

別表第三広報文書課の項課長専決事項の欄第十二号を次のように改め

る。

十一 外国人指紋押捺規則(昭和三十年法務省令第四十六号)第五条

第二項の規定による指紋を押すべき時期の特例についての承認

別表第三人事課の項部長専決事項の欄第七号中「技能労務職員」を

「現業職員」に改め、同欄第八号を次のように改める。

八 現業職員就業規則(昭和四十五年七月鳥取県規則第六十七号)第

二条第二項の規定による現業職員の勤務時間等の決定

別表第三職員厚生課の項課長専決事項の欄中第九号を削り、第十号を

第九号とする。

四の二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十七条规定

第一項の規定による市町村長に対する報告の要求又は助言若しくは勧告

別表第三地方課の項部長専決事項の欄第十三号(三)中「第十三条の二」

を「第十三条の三」に、「危険物取扱主任者試験」を「危険物取扱者試

験」に改め、同号中四を削り、(五)を四とする。

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第一号(三)から(五)まで中「又は許可」を削り、同号(六)中「並びに変更の告示及び自治大臣への報告」を

「及び変更の告示」に改める。

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第三号の次に次の一号を加え

る。

三の二 住民基本台帳法第三十六条の規定による市町村長に対する資料の提供の要求

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第十三号(一)中「第十二条第二項」

を「第十二条第一項」に、「完成検査」を「製造所等の完成検査若しく

は仮使用の承認」に改め、同号(三)中「危険物取扱主任者免状」を「危険

物取扱者免状」に改め、同号中(四)を(国)とし、(八)から(四)までを二ずつ繰り

下げ、(七)を(九)とし、その前に(八)として次のように加える。

(八) 第十七条の七第一項の規定による消防設備士免状の交付

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第十三号(六)を(七)とし、(四)及び

(五)を二ずつ繰り下げ、(三)の次に(四)として次のように加える。

(四) 第十三条の五の規定による危険物取扱者に対する講習の実施

別表第三地方課の項課長専決事項の欄第十五号(一)及び(二)中「危険物取扱主任者免状」を「危険物取扱者免状」に改める。

別表第三厚生援護課の項課長専決事項の欄第三十一号中「戦傷病者乗車券引換規程」を「戦傷病者乗車券引換規則」に改め、同欄第四十一号中「第三条の規定」を「第四条の規定」に改め、同欄中第四十九号及び

第五十号を削り、第五十一号を第四十九号とし、以下二号ずつ繰り上げる。

別表第三衛生課の項部長専決事項の欄中第二十一号を削り、第二十二号を第二十一号とし、第二十三号を第二十二号とする。

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号を第三十八号とする。

別表第三医務課の項部長専決事項の欄第九号を次のように改める。

九 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第八条第三項の規定による臨床検査技師又は衛生検査技師の処分についての厚生大臣への具申

別表第三医務課の項課長専決事項の欄第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）の規定に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十四条の規定による衛生検査所の登録

(二) 第十六条の規定による登録衛生検査所の開設者に対する指示

(三) 第十七条の規定による登録衛生検査所の登録の取消し

十三 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）第十三条の規定による登録証明書の交

付

00020

別表第三予防課の項部長専決事項の欄第四号中「調理士法」を「調理師法」に改める。

別表第三環境保全課の項を次のように改める。

環境保全課

一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次の事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1) 第九条の規定によるばい煙発生施設の構造等に関する計画の変更等の命令

(2) 第十四条第一項の規定によるばい煙発生施設の構造等の改善等の命令

(3) 第十七条第二項の規定による事故の拡大等の防止のため必要な措置をとるべきことの命令

(4) 第十八条の四の規定による基準に従うべきこと等の命令

(5) 第二十三条第三項の規定によるばい煙量の減少のための措置をとるべきことの勧告

(6) 第二十四条の規定による大気の汚染の状況の公表

一 大気汚染防止法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(1) 第十条第二項の規定によるばい煙発生施設の設置等に係る期間の短縮

(2) 第二十条の規定による自動車排出ガスの濃度の測定

二 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第1号）第九条の規定によるばい煙発生施設の設置等の届出に係る受理書の交付

三 水質汚濁防止法第九条第二項の規定による特定施設の設置等に係る期間の短縮

四 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省令第2号）第六条の規定による特定施設の設置等の届出に係る受理書の交付

- (七) 第二十七条第四項の規定による電気事業法等の規定による措置をとるべきことの要請する措置をとるべきことの要請する法律第十八条の規定による廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十八条の規定による廃棄物の保管等に関する報告の徵収

一 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条の規定による特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令

(二) 第十三条第一項の規定による特定施設の構造等の改善等の命令

(三) 第十六条第一項の規定による公共用海域の水質の測定に関する計画の作成

(四) 第十七条の規定による公共用海域の水質の汚濁の状況の公表

(五) 第二十三条第四項の規定による鉱山保安法等の規定による措置をとるべきことの要請する関係行政機関の長等に対する協力の要求等

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第八条第三項の規定による一般廃棄物処理施設の改善等の命令
- (二) 第十一条の規定による産業廃棄物に関する処理計画の決定
- (三) 第十二条第四項の規定による産業廃棄物の運搬等の方法の変更等の措置をとるべきことの命令
- (四) 第十四条第一項の規定による産業廃棄物処理業の許可
- (五) 第十四条第四項において準用する同法第七条第六項の規定による産業廃棄物処理業の許可の取消し又は業務の停止の命令
- (六) 第十五条第三項の規定による産業廃棄物処理施設の改善の命令

等の命令

四 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十三条の規定による関係行政機関の長等に対する公害発生の原因の調査に関する資料の提出等その他協力の要求

- 五 公害紛争処理法施行令（昭和四十五年政令第二百五十三号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第七条の規定による和解の仲介等の相手方に対する通知
- (二) 第八条の規定による和解の仲介等の手続の分離又は併合
- (三) 第九条第一項の規定による当事者に対する通知
- (四) 第十三条の規定による仲裁委員の氏名の当事者に対する通知
- (五) 第十四条第二項の規定による仲裁委員の氏名の当事者に対する通知
- (六) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四

- 十六年法律第二百七号) 第十条の規定による公害防止統括者等の解任の命令
- (七) 鳥取県公害防止条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十条の規定によるばい煙関係特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令
- (二) 第二十五条の規定によるばい煙発生施設の構造等の改善等の命令
- (三) 第三十一条の規定による基準に従うべきこと等の命令
- (四) 第三十八条の規定による汚水関係特定施設の構造等に関する計画の変更等の命令
- (五) 第四十三条に規定する汚水関係特定施設の構造等の改善等の命令
- (六) 第四十五条第二項の規定による特定汚水等の処理の方法の変更等の命令

(七) 第五十九条の規定による公害を防止するために必要な措置の命令

別表第三環境保全課の項の次に自然保護課の項として次のように加える。

自然保護課	一 自然公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
	(一) 第十二条第三項の規定による国定公園に関する公園事業の決定
	(二) 第十四条第二項の規定による国立公園に関する公園事業の一部を執行することとの承認の申請
	(三) 第十五条第二項又は第三項の規定による国定公園の新築等の禁止等の命令又はこれら処分ができる期間の延長
	(四) 第二十二条第一項又は第二項の規定による国定公園における行為の実施状況等についての報告の要求又は立入検査
二 温泉法に基づく知事の権限	(五) 第三十二条第一項の規定による国定公園の指定等のための実地調査

- (四) 第十八条第三項の規定による  
る国定公園の特別保護地区内  
における工作物の新築等の許  
可
- (五) 第二十二条の規定による國  
定公園についての原状回復等  
の命令
- (六) 第三十九条第三項の規定に  
よる国定公園に関する公園事  
業の施行についての協議
- (七) 第四十一条第一項又は第二項  
の規定による国立公園内にお  
ける国の機関の行なう行為に  
ついての協議又は協議の要求
- (八) 自然公園法施行令(昭和三十  
二年政令第二百九十八号)第二  
十五条の規定により知事の権限  
に属するものとされた自然公園  
法に基づく事務のうち次に掲げ  
るもの
- (九) 第十七条第三項の規定によ  
る国立公園の特別地域内にお  
ける工作物の新築等の許可
- (十) 第十八条の二第三項の規定  
による国立公園の海中公園地

に属する事務のうち次に掲げ  
るもの

(一) 第五条の規定による土地  
の堀さく許可の取消し

(二) 第十五条の規定による温  
泉利用施設等の改善の指示

- (十一) 第二十一条第二項又は第四項  
の規定による国立公園の普通  
地区内における工作物の新築  
等の禁止等の命令又はこれら  
の処分ができる期間の延長
- (十二) 第二十二条の規定による國  
定公園についての原状回復等  
の命令
- (十三) 温泉法(昭和二十三年法律第  
百二十五号)に基づく知事の権  
限に属する事務のうち次に掲げ  
るもの
- (十四) 第三条第一項の規定による  
土地の堀さくの許可
- (十五) 第六条の規定による土地の  
堀さくの許可の取消し又は公  
益上必要な措置の命令
- (十六) 第七条の規定による原状回  
復の命令
- (十七) 第八条第一項の規定による  
温泉のゆう出路の増堀又は動  
力の装置の許可
- (十八) 第九条第一項の規定による

## 温泉の採取の制限の命令

(六) 第十一条第一項の規定による温泉のゆ・出量等に対する影響の阻止に必要な措置の命令

(七) 第十八条の規定による温泉の利用許可の取消し又は温泉の利用の制限等の命令

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第五号中「中小企業」を削る。

別表第三商工指導課の項部長専決事項の欄第六号中「中小企業」を削り、同欄第十一号中「商工会等の組織」を「商工会の組織等」に改め、同号(三)中「第五十五条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同欄第五号(二)中「第三号及び」を削り、同号(五)を削り、(六)をとする。

(四) 第三十八条の規定による消費設備の修理等の命令

別表第三商工振興課の項部長専決事項の欄第十五号中四を次のように改め、同号(五)を削り、(六)をとする。

別表第三商工振興課の項部長専決事項の欄第十五号中四を次のように改め、同号(五)を削り、(六)をとする。

号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、第十九号を第十七号とする。

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第六号を次のように改め

十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号）第十条第二項の規定により知事の権限に属するものとされた液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務のうち次に掲げるものの

(一) 第三十一条の規定による指定製造事業者の指定の基準に適合させるための措置の命令

(二) 第三十四条の規定による指定製造事業者の指定の取消し又は事業の停止の命令

別表第三商工振興課の項課長専決事項の欄第七号を次のように改める。

(一) 第四十六条第一項の規定によるガス用品の販売の事業に関する報告の微収

(二) 第四十七条第一項の規定によるガス用品の販売事業を行なう者の営業所等への立入検査

別表第三商工振興課の項課長専決事項の欄中第十五号を削り、第十六号を第十五号とし、第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、第十九号を第十七号とする。

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第六号を次のように改め

六 職場適応訓練委託規則（昭和三十九年一月鳥取県規則第四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の規定による職場適応訓練の委託契約の締結

(二) 第十一条第三項の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除の諾否の決定

(三) 第十二条の規定による職場適応訓練の委託契約の変更又は解除

(四) 第十三条の規定による職場適応訓練費の返還の命令

別表第三職業安定課の項課長専決事項の欄第五号、第六号及び第七号を次のように改める。

五 鳥取県日雇労働者雇用奨励金交付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条の規定による雇用奨励金交付対象事業主の認定

(二) 第九条の規定による雇用奨励金交付の決定

(三) 第十一条の規定による雇用奨励金返還の請求又は返還の免除

六 鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条の規定による就職支度金の貸付けの決定

(二) 第八条第一項の規定による就職支度金の貸付けの決定の取消し

(三) 第十二条の規定による就職支度金の償還の請求

(四) 第十四条の規定による就職支度金の償還の免除又は猶予の決定の通知

七 職場適応訓練委託規則第十四条の規定による職場適応訓練の受託事業主に対する職場適応訓練の実施状況に関する報告の要求又は調査

別表第三観光課の項を次のように改める。

#### 観光課

一 旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号)の規定

により知事の権限に属するものとされた旅行業法に基づく事務

のうち次に掲げるもの

(一) 第六条の四第二項の規定による登録事項の変更の届出

(二) 第五条第一項の規定による登録事項の変更の届出

(三) 第十五条の三第四項第一号の規定による国内旅行業務

取扱主任者試験に合格した者と同等以上の知識及び能力を有することの認定

(四) 第十二条第二項の規定による旅行业務の取扱いの料金の変更の命令

(五) 第十二条第五項の規定による旅行业の登録の取消し

(六) 第二十条の規定による旅行业の登録の取消し

(七) 第二十六条第一項又は第二項の規定による旅行业等の業務に関する報告の徵収又は旅行业者等の営業所等への立入検査

(八) 第十九条第一項の規定による旅行业の登録の取消し

(九) 第二十三条の規定による聽



- (六) 第七条第一項第三号、第四号、第六号若しくは第十三号の規定による小作地の指定又は同項第七号の規定による小作地の指定の承認
- (七) 第十一条第一項の規定による小作地の買収令書の作成及び交付
- (八) 第二十条第一項の規定による農地等の賃貸借の解除等の許可
- (九) 第三十九条第一項の規定による農地等の売渡通知書の作成及び交付
- (一〇) 第四十三条の五第一項又は第二項の規定による農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介又は和解の仲介を行なわせる職員の指定
- (一一) 第四十六条の規定による買収すべき土地等の調査
- (一二) 第四十七条の規定による土地等を国が買収することの適否についての開拓審議会の意見の聴取
- (一三) 第四十八条の規定による買収すべき土地等の選定又は土地等を国が買収することの適否についての開拓審議会の意見の聴取
- (一四) 第五十条第一項又は第三項の規定による土地等の買収令書の作成及び交付
- (一五) 第五十五条第二項の規定による不用物件の収去令書の交付
- (一六) 第五十六条第二項又は第五十七条第二項の規定による漁業権の消滅等又は土地等の使用の適否についての開拓審議会の意見の聴取
- (一七) 第五十九条第二項又は第四項の規定による代地の買収のための調査又は土地の買収の承認の申請
- (一八) 第六十二条第二項の規定による土地配分計画の作成
- (一九) 第六十四条の規定による土地等を売り渡す者の選定及び売渡予約書の交付
- (二〇) 第六十七条第一項の規定による土地等の売渡通知書の作成及び交付
- (二一) 第六十八条第一項の規定による土地等の使用が相当である旨の認定及び使用の条件の決定
- (二二) 第六十九条第一項の規定による売り渡した土地等の状況の検査
- (二三) 第七十二条第二項の規定による土地等の買収令書の交付
- (二四) 第七十四条の二第三項の規定による土地等の譲与通知書の作成及び交付
- (二五) 第七十五条の二第一項の規定による草地利用権の設定についての承認
- (二六) 第七十五条の五第一項の規定による草地利用権を設定すべき旨の裁定
- (二七) 第七十五条の七第一項の規定による草地利用権の存続期間の更新等の承認
- (二八) 第七十五条の八第一項又は第二項の規定による草地利用権に係る土地等又は定着物を買いとるべき旨の裁定
- (二九) 第七十五条の九の規定による草地利用権に係る賃貸借の解除の承認
- (三〇) 第八十二条第一項の規定による他人の土地等への立入調査
- (三一) 第八十三条の規定による土地の状況等に関する報告の微取
- (三二) 第八十三条の二第一項の規定による農地の転用の許可等の取消

し等又は行為の停止その他の措置の命令

二 農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第十五条の規定により知事の権限に属するものとされた農地法第七十八条第一項の規定による買収した土地等の貸付等

別表第三農業振興課の項部長専決事項の欄第二号の次に次の二号を加える。

二の二 農地法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第二条第三項の規定による農地の対価の算定方法の決定

(二) 第三条の三第二号の規定による土地の指定

二の三 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）第六条の三の規定による市街化区域内の農地の転用等の届出書の受理の決定

別表第三農業振興課の項課長専決事項の欄第一号を次のように改め、同欄第二号を削る。

一 農地法による不動産登記に関する政令（昭和二十八年政令第百七十三号）の規定に基づく登記の嘱託

別表第三農産園芸課の項課長専決事項の欄第三号を次のように改める。

三 野菜生産出荷安定法第八条第四項の規定による生産出荷近代化計画についての関係市町村の意見の聴取

別表第三農産園芸課の項課長専決事項の欄第六号及び第七号を次のように改める。

六 農薬取締法第十二条の七の規定による農薬に関する知識の普及、

情報の提供その他助言、その他援助

七 農薬取締法施行令（昭和四十六年政令第五十六号）第五条の規定により知事の権限に属するものとされた農薬取締法第十三条第一項の規定による防除業者等に対する報告の命令又は立入検査の二第二項」を「第二十一条の二第三項」に改める。

別表第三畜産課の項課長専決事項の欄第五号四中「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に改める。

別表第三水産課の項課長専決事項の欄第六号三中「第七条の二」を「第七条」に改める。

別表第三土木部共通の項部長専決事項の欄第八号中「執行」の下に「（地方機関等決裁規則別表第二都市開発事務所長の項第一号〔〕の規定により都市開発事務所長に委任された事務を除く。）」を加える。

別表第三管理課の項部長専決事項の欄第二号中「（昭和三十八年法律第一百五十号）」を「（昭和三十六年法律第一百五十号）」に改め、同欄第三号中〔〕から〔〕までを削り、〔〕を〔〕とし、〔〕及び〔〕を三ずつ繰り上げ、同欄第五号を次のように改める。

五 建設業法（昭和二十四年法律第一百号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による建設業の許可

(二) 第十九条の五の規定による発注者に対する勧告

(三) 第二十七条の二又は第二十七条の四の規定による経営に関する事項の審査又は再審査

四 第二十七条の七の規定による建設業者団体に対する報告の要求

(五) 第二十八条の規定による建設業者等に対する指示、営業の停止の命令又は措置を取るべきこととの勧告

(六) 第二十九条又は第二十九条の二の規定による建設業者の許可の取消し

(七) 第二十九条の三第三項の規定による建設工事の施工の差止めの命令

(八) 第二十九条の四の規定による建設業を営む者の役員等に対する新たな営業の開始の禁止の命令

(九) 第三十条の規定による建設業を営む者に対する措置の命令

(十) 第三十二条第一項の規定による建設業を営む者の業務等についての報告の徴取又は営業所等への立入検査

(十一) 第三十二条の規定による聽問の実施又は参考人の意見の聴取

(十二) 第四十二条第一項の規定による建設業を営む者等に対する指導、助言及び勧告

(十三) 第四十二条第二項の規定による特定建設業者に対する賃金の立替払その他の措置を講ずべきことの勧告

(十四) 第四十二条第三項の規定による特定建設業者に対する損害額の立替払その他の措置を講ずべきことの勧告

(十五) 第四十二条第一項の規定による公正取引委員会に対する措置の要求

別表第三管理課の項課長専決事項の欄第五号及び第六号を次のように改める。

五 建設省所管国有財産取扱規則第十八条の規定による普通財産の財務局長への引継ぎ

## 六 削除

別表第三管理課の項課長専決事項の欄第十一号中四を削り、五を四とし、(四)を(五)とする。

別表第三道路課の項部長専決事項の欄第二号を次のように改める。

二 車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第五条第一項の規定による自動車の交通量がきわめて少ないと認める道路の指定

(二) 第五条第三項の規定による歩行者の多い道路等の指定

(三) 第六条第一項の規定による自動車の交通量がきわめて少ないと認める道路等の指定

(四) 別表第三道路課の項課長専決事項の欄第一号中(四)を(五)とし、(四)を(三)とし、(三)の次に(四)として次のように加える。

(五) 第四十七条の二第一項の規定による特殊な構造等の車両の通行の許可

別表第三道路課の項課長専決事項の欄第二号を次のように改め、同欄第三号中「車両制限令施行規則」を「車両の通行の許可の手続等を定める省令」に改める。

二 車両制限令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第一項の規定による車両の総重量等の限度の決定

(二) 第十条の規定による車両の通行方法の決定

(三) 第十一条の規定による他の道路の指定

別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号(四)から(四)までを次の

ように改める。

(四) 第二十九条の規定による開発行為の許可

(五) 第三十六条第二項の規定による開発行為に関する工事の完了の検査

(六) 第三十七条第一号の規定による建築物の建築についての支障がない旨の承認

(七) 別表第三都市計画課の項部長専決事項の欄第一号(四)を次のように改める。

(八) 第四十三条第一項の規定による開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可

(九) 別表第三都市計画課の項課長専決事項の欄第一号中(九)を(四)とし、四から(八)までを五つ繰り下げ、(三)の次に四から(八)までとして次のように加える。

(十) 第二十九条の規定による開発行為の許可のうち次に掲げるもの（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二（一）の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(イ) 市街化区域内において自己の居住の用に供する住宅又は住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築の用に供する目的で行なう開発行為で、その規模が五千平方メートル未満のものの許可

(ロ) 第三十四条第九号に該当する開発行為で、その規模が五千平方メートル未満のものの許可

(五) 第三十六条第二項の規定による開発行為に関する工事の完了の検査のうちこの号の四により許可したものに係る検査（地方機関

等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(二)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(六) 第三十七条第一号の規定による建築物の建築についての承認のうちこの号の四により許可したものに係る承認（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(二)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(七) 第四十三条第一項の規定による建築物の新築等の許可のうち都

市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第三十六条第

一項第二号口に掲げる建築物の建築の許可（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(四)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(八) 第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認のうちこの号の四により許可したものに係る承認（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(二)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(九) 第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認のうちこの号の四により許可したものに係る承認（地方機関等決裁規則別表第二米子土木出張所長の項第十号の二(二)の規定により米子土木出張所長に委任された事務を除く。）

(十) 別表第三都市開発課の項部長専決事項の欄第一号中(九)を削り、(八)を五とし、(七)を(八)とし、(八)を(七)とし、(七)を削り、(六)を(七)とし、(七)から(四)までを二つ繰り上げ、同欄第四号中「米子都市計画事業」を「米子境港都市計画事業」に改める。

(十一) 別表第三都市開発課の項部長専決事項の欄第一号中(八)を(七)とし、(七)から(四)までを一ずつ繰り下げ、(一)の次に(二)として次のように加える。

(十二) 第七十二条の規定による他人の占有する土地への立入等

別表第三河港課の項部長専決事項の欄第一号の次に次の一号を加え

一の二 河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十六条の五第一項の規定による污水の排出量の指定

(二) 第十六条の六の規定による緊急時の措置

(三) 第十六条の八第一項の規定による土等の附着した物件の洗浄等の行為の許可

(四) 第十六条の十一の規定による国が行なう事業に係る竹木の流送等についての協議

別表第三河港課の項部長専決事項の欄第十一号を次のように改める。

十一 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 砂利採取業者の登録

(二) 第六条第一項第五号ロの規定による同項目に掲げる者と同等以上上の知識、技能等を有する者の認定

(三) 第十二条第一項の規定による砂利採取業者の登録の取消し又は事業の停止の命令

(四) 第十五条第一項の規定による業務主任者試験の実施

(五) 第二十三条第二項の規定による採取跡の埋めもどしその他必要な措置の命令

(六) 第二十六条の規定による採取計画の認可の取消し又は砂利の採取の停止の命令

(七) 第三十八条第一項の規定による聴聞の実施

別表第三河港課の項課長専決事項の欄第二号中「（昭和四十年政令第十四号）」を削り、同欄第十一号四中「（砂利の採取計画に係るものに

限る。）」を削る。

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十三号及び第十四号を次のように改める。

十三 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による宅地建物取引業の免許

(二) 第六十五条の規定による宅地建物取引業者に対する必要な指示又は業務の停止の命令

(三) 第六十六条又は第六十七条の規定による宅地建物取引業の免許の取消し

(四) 第六十八条の規定による宅地建物取引主任者等に対する事務を行なうことの禁止又は登録の消除

(五) 第六十九条の規定による聴聞の実施

十四 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十二条の規定による宅地建物取引主任者資格試験合格者の名簿の作成

(二) 第二十八条の規定による建設大臣等に対する宅地建物取引業者の違反容疑の通知

別表第三建築課の項部長専決事項の欄第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第三条第一項の規定による積立式宅地建物販売業の許可

- (二) 第四十二条第一項の規定による積立式宅地建物販売業者に対する財産の状況等を改善するため必要な措置をとるべきことの命令
- (三) 第四十三条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する契約の締結の禁止の命令又は命令の取消し
- (四) 第四十四条又は第四十五条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務の停止の命令又は許可の取消し
- (五) 第四十六条の規定による聴聞の実施
- 十四の三 積立式宅地建物販売業法施行規則（昭和四十六年建設省令第二十九号）第二十七条の規定による建設大臣等に対する積立式宅地建物販売業者の違反容疑の通知
- 別表第三建築課の項課長専決事項の欄第十号を次のように改める。
- 十 宅地建物取引業法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第八条第二項の規定による宅地建物取引業者名簿への登載
- (二) 第十六条第一項の規定による宅地建物取引業者名簿への登載
- (三) 第十七条第一項の規定による宅地建物取引主任者資格試験の合格の取消し又は受験の禁止
- (四) 第十八条第一項、第二十条又は第二十二条の規定による宅地建物取引主任者の登録、変更の登録又は登録の消除
- (五) 第七十二条の規定による宅地建物取引業者に対する業務についての報告の要求又は事務所等への立入検査
- 「第十三条」に改め、同号中(七)を削る。
- 別表第三建築課の項課長専決事項の欄第十一号の次に次の二号を加える。

別表第三建築課の項課長専決事項の欄第十一号の次に次の二号を加え  
る。

- 十一の二 積立式宅地建物販売業法に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第十条第三項の規定による積立式宅地建物販売契約約款の内容の変更の命令
- (二) 第十二条第二項の規定による積立式宅地建物販売業者名簿への登載
- (三) 第二十三条第二項の規定による営業保証金の取戻しの承認
- (四) 第二十九条の規定による債権の申出をすべきこと等の公告及び通知
- (五) 第三十一条の規定による権利の調査、確認書の交付並びに配当表の作成及び公告
- (六) 第五十条の規定による積立式宅地建物販売業者に対する業務に関する報告又は資料の徴収
- 十一の三 積立式宅地建物販売業法施行規則に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第六条第一項又は第七条第一項の規定による積立式宅地建物販売業者の許可証の書換交付又は再交付
- (二) 第九条第二項の規定による許可換えをした場合の建設大臣への通知
- (三) 第十三条の規定による積立式宅地建物販売業者名簿の消除
- (鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)
- 第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則

第五十八号) の一部を次のように改正する。

別表第二福祉事務所長の項第八号を次のように改める。

別表第二福祉事務所長の項第八号を次のように改める。

総理府令

内務省令

運輸省令

厚生省令

大蔵省令

八 災害救助法施行規則(昭和二十二年運輸省令第一号)に基づく知  
害に係るものについては中部福祉事務所長、米子市、境港市の区域  
内の災害に係るものについては西部福祉事務所長)

(一) 第四条第二項の規定による救助の実施に従事できない旨の届出  
の受理

(二) 第四条第三項の規定による救助業務従事命令の取消し

別表第二児童相談所長の項第一号中(イ)を(ハ)とし、(ハ)を(イ)とし、その前  
に(カ)として次のように加える。

(四) 第三十一条の規定による在所期間の延長

別表第二児童相談所長の項第一号中(四)を(五)とし、(五)及び(六)を一ずつ繰  
り下げる(一)の次に(二)として次のように加える。

(二) 第二十七条の二の規定による家庭裁判所への送致

別表第二保健所長の項中第十五号を削り、第十四号を第十五号とし、  
第十三号の二を第十四号とし、同項第四十四号中「鳥取県旅館業施設衛  
生指基準等に関する条例」を「鳥取県旅館業法施行条例」に、「第六  
条第二項」を「第八条第二項」に改め、同項第四十五号中「第六号の規  
定による下宿営業」を「第六条の規定による旅館営業」に改め、同項第  
五十号中「墓地埋葬等に関する法律施行規則」を「墓地埋葬等に関する

法律施行細則」に改め、同項中第六十号及び第六十一号を削り、第六十  
二号を第六十号とし、第六十三号を第六十一号とし、同号の次に次の五  
号を加える。

六十二 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十六条

第一項の規定によるばい煙発生施設の状況等の報告の要求又は工場  
等への立入検査

六十三 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二十二  
条第一項の規定による特定施設の状況等の報告の要求又は特定事業  
場への立入検査

六十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百  
三十七号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第八条第一項の規定によるし尿浄化槽の設置の届出の受理

(二) 第八条第三項の規定によるし尿浄化槽の改善等の命令

(三) 第十九条第一項の規定による事務所等への立入検査

六十五 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律(昭和四  
十六年法律第百七号)第十二条第一項の規定による公害防止統括者  
等の職務の実施状況の報告の要求又は特定工場への立入検査

六十六 鳥取県公害防止条例(昭和四十六年十月鳥取県条例第三十五  
号)第六十条第一項の規定による報告の要求又は工場等への立入檢  
査

別表第二地方農林振興局長の項第二十九号中(二)を(一)とし、(一)及び(二)を  
一ずつ繰り下げる(一)として次のように加える。

(一) 第十一条第一項及び第二項の規定による住所変更等の届出の受  
理

別表第二土木出張所長の項第十九号中(ハ)を(ハ)とし、(出)の次に(ハ)として次のように加える。

(ハ) 第四十七条の三第一項の規定による車両の通行の中止等の措置の命令改める。

別表第二土木出張所長の項第九号(二)中「五百万円」を「三百万円」に改め、同項第十号の二中四の次に(五)として次のように加える。

(五) 第四十五条の規定による開発許可に基づく地位の承継の承認のうちこの号の(一)により許可したものに係る承認

別表第二都市開発事務所長の項第二号中(一)を削り、(二)を(一)とし、以下一ずつ繰り下げ、同表米子都市開発事務所長の項中「米子都市計画事業」を「米子境港都市計画事業」に改める。

別表第三社会保険事務所長の項第十号(一)中「権利の裁定」の下に「(一)老齢年金又は通算老齢年金を受ける権利の裁定を除く。)」を加え、同号(二)中「証書の作成」の下に「(老齢年金及び通算老齢年金に関する証書の作成を除く。)」を加え、同号に四として次のように加える。

(四) 老齢年金及び通算老齢年金に関する証書の交付  
別表第四自治研修所長の項を削る。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。